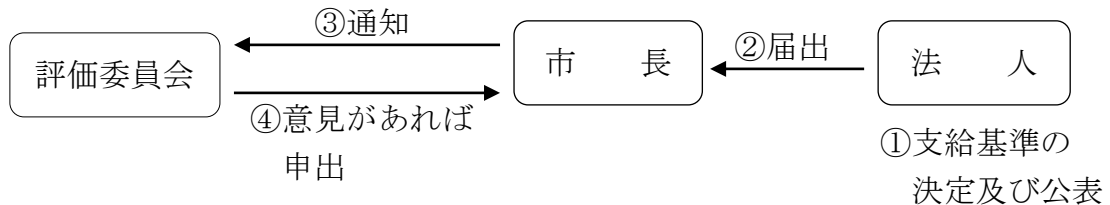


公立大学法人長岡造形大学役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程の決定・改正の流れ（地方独立行政法人法第49条による）



2 地方独立行政法人法第48条に規定される報酬等の原則

- (1) 報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- (2) 報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員給与を参酌し、かつ、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬、法人の業務などを考慮して定められなければならない。

3 今回の改正内容

(1) 長造総第176号

①改正点

平成30年度の期末手当基礎額に乗じる割合の変更（当規程第7条第2項）

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------------|--|
| 【12月】 報酬月額×1.2× <u>1.725</u> | 【12月】 報酬月額×1.2× <u>1.775 (+0.050)</u> |

②改正理由

平成30年12月25日議決「長岡市特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、同条例を参考に決定している当規程についても同様に改正するもの。

③施行日

平成31年2月18日

④適用日

平成30年4月1日

(2) 長造総第 177 号

①改正点

平成 31 年度の期末手当基礎額に乗じる割合の変更 (当規程第 7 条第 2 項)

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------------------|--|
| 【6月】 報酬月額×1.2× <u>1.575</u> | 【6月】 報酬月額×1.2× <u>1.675 (+0.100)</u> |
| 【12月】 報酬月額×1.2× <u>1.775</u> | 【12月】 報酬月額×1.2× <u>1.675 (Δ0.100)</u> |

②改正理由

平成 30 年 12 月 25 日議決「長岡市特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、同条例を参考に決定している当規程についても同様に改正するもの。

③施行日

平成 31 年 4 月 1 日